平成２７年（フ）第１７号
札幌市中央区南11条西７丁目１番20―32号
債務者　支倉　良子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目９番１号ひばりが丘シティマンション203号
債務者　鎌田　良江
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６号
群馬県高崎市吉井町吉井979番地７
債務者　畑　　静香
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１２５９号
京都市上京区丸太町通堀川西入西丸太町191番地　アルテハイム二条城1005号
債務者　児子　隆之
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１８号
京都市伏見区葭島矢倉町４番地43
債務者　大久保　剛
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
京都府城陽市寺田垣内後60番地の20
債務者　サロンド　アリトモこと　有友　　史
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７１号
京都市伏見区深草西浦町６丁目65番地　深草団地１棟608、前住所京都市伏見区川東町11番地３　イニシア丹波橋409号室
債務者　西山和孝こと　趙　　孝済
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８２７号
大阪府羽曳野市伊賀５丁目３番25―202号、前住所大阪府羽曳野市野々上５丁目412番地の１―201
債務者　福山　有香
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８７２号
堺市南区深阪南368番地６　レオパレスＫＳＰＩＲＩＴ205号
債務者　露口　信二
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
堺市堺区田出井町１番２―1001号
債務者　麓　　初美
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４号
岩手県奥州市水沢区字龍ケ馬場36番地56コーポサンシャイン26号
債務者　佐々木三男
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第５号
岩手県奥州市江刺区田原字蟹沢253番地１
債務者　菅原　光俊
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第９号
群馬県渋川市伊香保町伊香保60番地　新寮６号
債務者　中村　武史
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
群馬県前橋市堤町492番地４
債務者　五十嵐一彦
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１号
群馬県前橋市江田町290番地　リバーサイドサンオー202号
債務者　石田　直子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７７号
福岡県行橋市南大橋４丁目２番28号　グリーンハイツＡ201
債務者　吉田　裕子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
盛岡市高松２丁目８番53号　藤原アパート３号、旧住所盛岡市津志田南３丁目１番７号シャンティ
債務者　佐々木　庸
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部